



ひとりぼっち ゼロ PROJECT

ニュース No.69
2024.11.1-最高裁完全勝訴を受けて
国との動き加速、各地の裁判も和解へ!!-

勝利判決後、原告団・弁護団・優生連による時をおかない国への働きかけが続いています

9月13日

国が示した原告1人あたり1500万円の慰謝料の支払いで原告・弁護団と国が和解の合意書に調印しました。

全国9つの地裁や高裁で19人の裁判が続いており、加藤こども政策担当大臣と原告や弁護団の代表が出席し、こども家庭庁で裁判の和解のための合意書に調印しました。原告が手術を受けた本人のみの場合は1500万円、夫婦で原告になっている場合は本人に1300万円、配偶者に200万円の慰謝料を支払うことなどが盛り込まれています。

10月8日

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」(旧優生保護法補償法)が成立しました。これに先立ち、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」(国会決議)が、両院本会議で採択されています。

しかし手術を強制された被害者全員に補償などを届ける具体策は決まっておらず、証拠が少ない場合の申請の支援など重要な課題は残されたままです。優生手術を受けた人が勇気をもって補償金の申請ができるようにみんなで力を合わせましょう。

・・・私たちにできること・・・

映画『沈黙の50年』

県下の各地域でさらに上映会の計画を！

憲法第13条、全て国民は人として尊重される。第14条、法の下での平等。このことが守られることを願ってこの映画を創りました。上映会はミニ学習会とセットでのお申込みもできます。映画上映会など映画に関するお問合せ先
→ chinmoku50.m@gmail.com

学習会や講演会の計画を！

地域協会や手話サークルで優生裁判の振り返りと最高裁判決についての学習会を開いていきましょう。学習活動を通して地域で理解を広めていきましょう。

みなさんの身近にもおられる
だろう被害者、沈黙を余儀なく
されてきた被害者の尊厳回復と
地域を優生思想のない社会
に変えていく
ためにもとも
に進めていき
ましょう。

神戸で学習会を開催します！ 神戸ろうあ協会後援会主催

優生保護法とその裁判について

～最高裁判決の前とその後～

日時 令和6年11月10日(日) 13:30~16:00(受付13:00~)
講師 大矢 暹 氏 ひょうご聴覚障害者福祉事業協会理事
会場 神戸市立総合福祉センター4F 第5会議室
定員 70名 定員になり次第締め切ります
申込先 FAX078-223-6085(松岡)氏名と所属・連絡先をお書きください<連絡先> きこえない人のひとりぼっちをなくそう PROJECT E-mail : hitoribotch_0@yahoo.co.jp